

# 子ども・子育て会議（第7回）

## 議 事 次 第

日 時 平成25年10月3日（金）10：00～12：00

場 所 中央合同庁舎第4号館11階共用第1特別会議室

### 1. 開 会

### 2. 議 事

（1）保育の必要性の認定について

（2）確認制度について

（3）その他

### 3. 閉 会

#### [配付資料]

資料1	保育の必要性の認定について
資料2	確認制度について
資料3	次世代育成支援対策推進法の延長等の検討について
参考資料	委員提出資料

○無藤会長 「第7回子ども・子育て会議」を開始いたします。お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございました。

それでは、本日の委員の御出欠につきまして事務局より御報告をお願いいたします。

○長田参事官 おはようございます。委員の御出欠につきまして、御報告申し上げます。

大日向雅美委員、駒崎弘樹委員、菅家功委員、渡邊廣吉委員におかれましては、本日所用により御欠席でございます。

また、荒木委員、尾崎委員、尾身委員、高尾委員におかれましては、本日所用により御欠席でございますが、それぞれ代理といたしまして、全国国公立幼稚園長会副会長の岩城様、高知県東京事務所長の味元様、日本商工会議所の上條様、経団連経済政策本部長の藤原様に御出席をいただいております。

以上、本日25名中17名の委員に御出席をいただき、定足数である過半数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

議事に入ります前に、先日内閣府副大臣として御就任になられました岡田副大臣においでいただきました。皆様への御挨拶・御報告がございますので、よろしくをお願いいたします。

○岡田内閣府副大臣 このたび、内閣府副大臣に就任をいたしました参議院議員の岡田広です。前は、水戸市の市長をやらせていただきました。

委員の皆様におかれましては、無藤会長を初めとして、御多忙の中、本年の4月以来大変熱心な御議論を重ねていただいております。本当にありがとうございます。

一昨日、安倍総理は消費税率を法律どおり、来年4月から8%に引き上げることを表明され、消費税で安定した財源を確保する、そして少子化対策、待機児童解消等を含む社会保障の充実、維持・強化をする方針を示されました。これを受け、政府といたしましては、子ども・子育て支援新制度の本格施行に向けまして、取り組みをさらに加速してまいりたいと考えています。皆様方のなお一層の御議論、御意見をよろしく願いをし、委員の皆様には、今後なお一層御支援、御協力をお願いしたいと考えております。

人間が生きるために大切な心、「忠忍恕」の心とされています。口と心が離れないように、一本くさびを打った字が忠義を尽くす、忠誠を尽くす。忍耐の「忍」、我慢をする心、辛抱する心。孔子が、「人間にとって最も大切なものは何ですか」と問われたときに、一言で「恕」であると言ったそうです。相手を思いやる思いやりの心、親切の心だと私は考えています。

大阪の富田林の幼稚園で、夏のキャンプのお泊り保育のときに、5歳の園児がどうしても持病が出てせき込んで、先生が肩をさすったり、後ろから軽くたたいたりなでたりしてもなかなかせきがとまりませんでした。先生は、この子どもは、今日はお泊り保育はでき

ない。園の保健室に連れて行って、そして家に電話をしてお母さんに迎えに来てもらうことにしました。保健室のベッドで子どもに付き添った先生、その子どもが突然、「先生、先生がいなかったら月組の子どもたちがみんな困ってしまうから、僕は我慢してお母さんが来るのを待ってる。先生は月組の皆さんのところに行って。」と、自分がせき込んでなかなか発作がとまらない、そんな状況の中で、お友達を思いやる心。これを醸成することに幼児教育の重要性があるのだと私は考えています。

私ごとですが、私は党の内閣部会で部会長もさせていただきましたけれども、そういう中で、三世代同居税制というのを何回か提案をしてまいりましたが、税調の中で取り上げて、検討事項には入っていますが、いまだに実現をしております。内閣部会で相談をして、この12月の税調に向けて三世代同居税制、また提案をさせていただきたい。少し頭の中に入れていただければと思っております。

昔は、日本の家庭は「サザエさん型」、赤ちゃんができて、おじいちゃん、おばあちゃんが子どもを見てくれる。サザエさんは買い物に行っても、ワカメやカツオがタラちゃんの面倒を見てくれる。ストレスがたまらない、そんな社会であったと私は思います。今は、よく「クレヨンしんちゃん型」という言葉で代表されている。お母さんはしんちゃんといつも、家庭でも子育てでにらめっこ。ストレスがたまってしまう。ある日、子どもを家庭に置いて買い物に行く。しんちゃんは話し相手がないからテレビがベビーシッター代わり。テレビからいろんな言葉や動作を覚えて、変な行動、変な言葉を起こす。これが直るといのは、妹のひまわりができたことによって、「僕が妹の面倒を見てあげよう。」という保護者的な性格が芽生えてきて、しっかりしてくる。こういうところに保育の重要性があるのだと私は考えています。

日本の将来を担う子どもたちのために、ぜひ皆さんの議論をいただきながら、私ども政府としてしっかり子育て支援に頑張っていきたいというふうに考えていますので、無藤会長を初めとして、委員の皆様のさらなる御支援と御協力を重ねてお願いを申し上げまして、御挨拶にかえたいと思います。

どうぞよろしくお申し上げます。どうもありがとうございました。

○無藤会長 ありがとうございました。保育の重要性について、事細かく語っていただいて、感謝申し上げます。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

資料につきまして、資料1から参考資料までをお配りしてございますので、何かあれば事務局にお申しつけください。

本日は、前回に引き続きまして、まず初めに「保育の必要性の認定について」おおむね60分程度での御説明と御議論をお願いしたいと思います。

続きまして、「確認制度について」50分程度の説明、御議論をお願いいたします。

保育の必要性の認定、確認制度につきましては、これまでも議論を重ねてきたわけでございます。その中で、特に電子システムにかかわる部分につきまして、本日の会議におい

ておおむねの整理をしてみたいと考えておりますので、御協力のほどをよろしく願います。

それでは、「保育の必要性の認定について」、事務局から御説明をお願いいたします。

○橋本保育課長 それでは、お手元の資料1をごらんいただきたいと思います。

まず、2ページ、「概要」ということで、認定区分の呼び方につきまして、赤い字で書いているところがございます。主な御意見というところがございますように、前回、19条1項1号に該当する場合の名称につきまして、「標準教育時間認定」、あるいは「教育時間」といった呼び方でどうだろうか、という御意見もいただいたところですが、同じ条項の2号あるいは3号に該当する場合の保育認定という言い方、あるいは、この後出てまいります時間に応じます保育標準時間、あるいは保育短時間の認定といったところとの兼ね合いをどうするかというところもございますので、とりあえず前回と同様の書き方にしてあるところです。

6ページをお開きいただきますと、保育の必要性の認定に係る論点ということで、同居親族等との同居のケースにつきましての取り扱い、これにつきまして、前回、事務局のほうからお出しをしましたものにつきまして、おおむね賛成という御意見をいただいたところがございます。

続きまして、7ページから8ページでございます。「就労以外の事由」の中で、前回、求職活動とか、就学とか、そういったさまざまなものにつきましての取り扱いを御提案させていただきまして、おおむねそういった方向性につきまして可とする御意見をいただいているかと思っております。

その中で、8ページに赤い字で主な御意見と追加で書かせていただいておりますが、「同居親族の介護の例示について、第1子に限らず、兄弟姉妹とした方が適切ではないか。」という御意見をいただいたことも踏まえまして、対応方針のほうでございますが、小児慢性疾患や障害を抱えているということにつきましての書き方、兄弟姉妹という書き方に修正をいたしております。

その御意見の3つほど下になりますが、公的な証明を求めていく必要があるのではないかと御意見もいただきました。こういった点につきましては、支給認定証の交付に向けた申請方法等を今後、事務的にも検討しなければなりません。その中の添付書類の一つとして検討させていただきたいと考えております。

それから、この御意見の中の一番下でございますのが、若年層のインターン就労、あるいはボランティアなども該当するのではないかと御意見をいただいたところがございます。これにつきましては、対応方針のところ追加をして書かせていただいておりますが、赤い字のところをご覧くださいますと、インターンについては、その具体的な態様・期間などの状況に応じて「就労」、「求職活動」等に該当するものとして認定を行う、または、一時預かり事業により対応するといった柔軟な対応をとることとしてはどうか。

それから、ボランティアでございますが、その具体的な態様・期間などの状況に応じて、

一時預かり事業で対応する、または「災害復旧」や「その他上記に類する状態として市町村が認める場合」に該当するものとして認定を行うといった柔軟な取り扱いをしてはどうかといったことで追加をさせていただきました。

9ページから10ページ、このところにおきましては、前回、障害児につきましての御意見を幾つかいただいたわけでございます。これを踏まえまして、対応方針のところへ幾つか追加で記載をさせていただきました。

その前に、このページの一番下のところに、さきにおまとめいただきました基本指針の抜粋をつけてございますが、「障害児など特別な支援が必要な子どもが円滑に教育・保育等を利用することができるよう、市町村事業計画等に基づき、利用希望・利用状況等を把握した上で、認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業等による必要な教育・保育の提供体制を確保。」といったことを3点ほどここに書かせていただいているところでございます。

こういった書き方も踏まえまして、対応方針のところでございますけれども、「満3歳未満の障害児については、「就労」・「求職」等の事由により、保育の必要性の認定を受けた子どもに対する保育所、地域型保育事業等による保育の提供体制の確保を進める。また、満3歳以上の障害児については、同じく保育の必要性の認定を受けた子ども又は教育標準時間認定を受けた子どもに対する認定こども園、幼稚園、保育所等による教育・保育の提供体制の確保を進める。」こういった基本的な考え方で臨んではどうかということを書かせていただいたところです。

留意事項のところへ幾つか挙げておりますが、「「虐待のおそれ」のような、日中、子どもが家庭にいることが適当でないようなケースと「障害児」とのケースとの違い」といったことを書かせていただきました。若干、付言して申しますと、こういった虐待のおそれ、あるいはDVといったケースと、障害といったところ、親の状態ではなく子どもの状況に着目するという点では共通する面がございますけれども、虐待、DVといったケースというのは、日中、親と子どもと一緒に家庭にいるということがなかなか難しい、適当でないというふうに判断されるようなケース、そういったことで、一定程度親子を分離する必要があるというふうに認められるものかと思っております。これに対しまして、障害のケースにつきまして、子どもが親とともに家庭にいることが適当でないから分離する必要があるというふうな性格のものではないと、そういう趣旨で書いたものでございます。

次の「子ども・子育て支援制度と障害児施策との役割分担」という点でございます。子ども・子育て支援制度につきましては、今、ここで御審議をいただいているわけでございますが、障害児に対する支援施策につきましては、障害のある子どもの心身の状況に応じまして、子ども・子育て支援法ではなくて、児童福祉法に基づきまして、障害児通園支援という支援を行う枠組みが別途ございます。保護者のほうではこの支援を受けるために、児童福祉法の規定に基づきまして、市町村のほうから通所支給要否決定という決定を受ける取り扱いになっておりまして、その際、市町村のほうでは障害児の心身の状態ですとか、

あるいは介護を行う方の状況ですとか、あるいは障害児や保護者の利用意向などを勘案して決定するといった形になってございます。その枠組みを用いまして、3歳未満の障害児でありまして、ほかの就労とか求職等の保育認定の事由に該当しない場合にありましても、その障害児の心身の状況等に応じて、通所支援が必要と判断される場合には、市町村のほうで子ども・子育て支援法ではなくて、児童福祉法に基づく形で通所支給要否決定を行うということになります。また3歳以上を含めた障害児全体ということで見た場合には、子ども・子育て支援法に基づきまして、保育所や幼稚園、あるいは認定こども園等によって提供される一般施策の中で障害児の支援ということが行われ、また障害児の発達支援ということに着目した専門的な支援が必要と判断される場合には、児童福祉法に基づきまして、通所支給要否決定ということを行いまして、障害児通所支援を行う、こういった形の制度的な枠組みになっているということでございます。

3つ目に、「保育所と障害児通所施設・事業の職員・設備・運営等に関する基準の違い」という点でございますけれども、児童福祉施設の設備運営基準の省令がございます。この中で、障害児の通所施設として位置づけられております福祉型児童発達支援センターというものがございまして、その職員配置というのは、嘱託医、児童指導員、あるいは保育士、栄養士、調理員、それから児童発達支援管理責任者、機能訓練担当職員というふうにされております。児童指導員、保育士、機能訓練担当職員の総数は、おおむね全体を通じまして4対1以上とされているなど、保育所の人員配置基準にない職員が必要であったり、あるいはより多くの人数が必要であったり、総じて保育所の人員配置基準よりも厳しい基準になっているところですので、そういった基準の違いという点でございます。

続きまして、11ページから12ページでございますが、論点3ということで、その他これまで上の子が保育所に通っていて、その後、第2子が生まれて育児休業を取得するときの取り扱いについて御議論いただきました。前回の御議論の中でも、継続利用が望ましいといった御意見もございましたし、また、保護者の希望というものを踏まえるべきという御意見もございましたし、また、継続利用が望ましい反面、待っている人との兼ね合いがあるというふうな御意見もございました。また、余り細かくなり過ぎると運用がなかなか難しくなるので、ある程度、市町村のほうに任せていただきたいというふうな御意見もございました。

そういったさまざまな御意見を踏まえまして、12ページのところで、若干、言葉を足したわけでございますけれども、保護者の希望や地域における保育の実情を踏まえた上で、次年度に小学校入学を控えるなど、子どもの発達上環境の変化に留意する必要がある場合、それから保護者の健康状態やその子どもの発達上環境の変化が好ましくないと考えられる場合など、市町村が児童福祉の観点から必要と認めるときは、継続入所を可能とすることとしてはどうかと、こういった考え方に改めさせていただいたところでございます。

続きまして、14ページ以降、認定の「区分」、あるいは「保育必要量」についてのいわゆる保育標準時間と保育短時間の認定区分等についての議論でございますが、この点につ

きましては、15ページに前回いただいた御意見を書かせていただきましたが、ここでも幾つかございますように、公定価格上の取り扱いとのセットで具体的な議論が必要といった御意見をいただいているところです。また、公定価格につきましては、部会のほうで御議論いただくわけですが、そういった形で引き続き公定価格の問題も視野に入れながら御検討いただければと思っているところでございます。

それから17ページ、保育標準時間認定と保育短時間認定の区分を設けない、例えば、妊娠、出産のような、そういった区分を設けない場合の利用者負担の考え方でございますが、前回の御質問にお答えしまして、そこは利用者負担も一律ということでお答えをいたしました。そういった形で記述を加えさせていただきました。

それから少し飛びまして、29ページでございます。今度は「保育短時間」の下限をどのように設定するかという論点でございます。これにつきまして、今の市町村の運用実態ということ踏まえて、これまでもさまざまな議論いただいたわけですが、やはり引き続き慎重に検討してほしいという御意見をいただいているところでございます。市町村の運用実態につきまして、32ページに円グラフがございます。これは週当たり何時間という形で運用しております市町村の数につきましては、1月を平均4週ということで仮定いたしまして、月当たりの時間数に置き換えまして、それぞれこのサンプル市町村となっていて、その時間数を書かせていただいておりますが、64時間というところで線を引いているところがこの中では半数以上あるわけでございますが、48時間といったところで線を引いているところを初め、幾つかの実例がございます。

33ページに、この就労時間の下限につきまして、サンプル調査を追加いたしまして、指定都市、それから中核市、それから東京都区の特別区全てにつきまして、状況の把握をさせていただきました。指定都市が一番上でございますが、64時間というところで引いているところが13ということが一番多くなっております。中核市につきましても、64時間というところで引いているところが17と一番多くなっております。一方で東京都特別区につきましては48時間というところで引いておりますのが21ということが一番多くなっております。こういった状況を踏まえまして、またさらに御議論いただければと思っております。

同時に、その次の34ページでございますけれども、現行制度との取り扱いと何らかの形で変更ということが生じたときの問題でございますが、下限時間が現行よりも引き上がった場合における影響、それから下限時間が引き下がった場合における影響、それぞれいろいろあるかと思えます。そういった影響を考慮しながら、利用者の方々にいろいろな影響がなるべく及ばないようなさまざまな取り扱いの工夫ということも考えていく必要があると思っておりますので、そういった点もあわせて御検討いただければと思っております。

続きまして、35ページでございますけれども、「優先利用」の関係でございます。この点につきまして、前回幾つか優先事由に該当するような事由を挙げまして御議論いただいたわけでございますが、その前に、35ページの中に「(2) 論点」ということで、ひとり親家庭、あるいは虐待のおそれ、あるいは障害児の取り扱いなどと並びまして、3つ目の

○ございますが、「保育の量的拡大を支える保育士の人材確保の観点から、保育の利用を希望する保育士等の子どもの取り扱いについてどう考えるか。」という論点を提示させていただいております。この趣旨は、保育士が保育現場に戻れる環境を優先的に整えるということをした場合には、職場復帰した一人の保育士が、例えばゼロ歳児であれば3人の子ども、1～2歳児であれば6人の子ども、3歳児であれば20人の子ども、4～5歳児であれば30人の子どもを見ることができるということで、結果的に待機児童の対応につながるという考え方でございます。保育認定を申請しました個々の子どもや家庭の状況に応じた優先度の判断ということとは異質の要素ではございますけれども、一つの保育政策上の観点からの要素ということになるかと思っております。この点につきまして、これまで余り御意見をいただいておりますので、本日でできればこの点についてどう考えるかということについての御意見などいただければ幸いです。

その下の主な御意見の中で、障害児の問題、あるいは低所得者の問題につきましていただいた御意見がございました。障害児の問題につきましては、次の36ページにおきまして、※で追加で記載しているところがございますけれども、例えば、管内の各保育所におきまして、何名ずつの障害児保育を実施しているという形の場合には、その枠のところを優先的に割り当てるというやり方が考えられるのではないかとということで追加をさせていただいております。

それから、低所得世帯の取り扱いでございますけれども、保育の仕組みの中で、基本的には所得の低い世帯の場合には、利用者負担を軽減するという形で配慮がなされているわけでございますけれども、利用の優先度の判断の中で、例えば2番目の生活保護世帯という中におきまして、就労による自立支援につながるような場合には、一定の優先度を与えていいのではないかとという形で若干の追加の書き方をさせていただいております。

また、一番下のところでございますが、「このほか、選考の際に、各世帯の経済状況（所得等）を考慮するとも考えられる。」例えば、残り一人分の枠ということになって、それを決める際に、ポイント数としては同じであるような方が2人いらっしゃったときに、所得の低い方を優先するというやり方なども考えられるかと思っております。例えばそういったことでございます。

続きまして、38ページでございますけれども、認定方法その他についてということで、認定方法に関する取り扱いを一つ提案させていただきたいと思っております。教育標準時間認定を受けるお子さんにつきまして、市町村における3歳児以上であるということ、すなわち満3歳以上であって保育認定申請をしないということになります。それから保護者の所得を確認するということをもちまして、認定証の発行を含めてやっていくこととなります。できるだけ簡素な手続について検討するということが課題になっておったわけでございます。今回、対応方針案といたしまして、「法律上は市町村からの認定を受けた後で、施設への利用申し込みをするということが想定されているが、市町村及び利用者の事務負担軽減や現行の園児募集との整合性の観点から、教育標準時間認定のみを希望する



場合には、現在の幼稚園就園奨励費の事務を参考に、保護者が入園予定の施設を通じて、市町村に認定申請を行い、支給認定証の交付を受ける仕組みを基本としてはどうか。」ということでございます。入園予定の施設の内定が得られない場合などにつきましては、法律の規定どおり保護者が市町村に直接認定申請を行うということも当然考えられます。

施設への願書の提出時点では、入園予定の施設が特定できませんので、入園内定がとれた時点以降で入園予定の施設を通じてこの手続を行うということとしてはどうかというふうに考えております。こういった場合の取り扱いの法的位置づけなどにつきましては、さらに検討しておきたいと思っておりますし、また所得情報の取り扱いにつきましては、確認制度の運営基準の中でまた検討も必要でございます。

39ページから40ページ、現行の幼稚園就園奨励費の支給の関係の事務フローと、それから今御提案いたしました新制度における1号認定の子ども簡素な利用手続のイメージということで比較をさせていただいたものでございます。いずれも、利用者のほうからこの園を通じまして、補助金の申請をさせていただくということで共通するものでございます。こういったものをベースにして考えていってどうかということでございます。

41ページ以降で、認定期間をはじめその他の問題について書かせていただいているところですが、42ページに支給認定証の様式や申請方法、あるいは利用者負担額の取り扱いといったことについて書かせていただいております。前回の議論の際に、3年間を基本とする認定期間ということではどうか。そういうふうにしますと、毎年利用者負担額というのは変わってまいりますので、認定証には記載しないということではどうかということではどうかというところで提案させていただいております。そういったしますと、利用者負担額を認定証に記載しないということにした場合には、別途、市町村のほうから保護者に対して施設に提出するための利用者負担額を記載した書類を交付する必要も出てくるだろうというふうには考えております。

前回の御議論の中で、主な御意見ということで下のほうに書いてございますが、「就労や介護などの事由に該当すると認められず、必要性の認定を受けることができない場合、その理由を明確にするようにすべきではないか。」といった御意見をいただきました。これにつきましては、現行の保育制度の運用上でもそういった理由を明示することになっておりますし、そういった取り扱いも踏まえまして、理由を明示することとさせていただきたいと考えております。

利用調整の関係につきましては、前回、おおむね御賛同いただいた感じになっておりますけれども、47ページのイメージ②の図につきまして、この第2希望、あるいは第3希望で入所できる施設・事業所がない場合に、前回お示ししました資料の中で、待機児童になるという書き方をしてございました。趣旨が若干違うのではないかと御意見もいただきました。さらなる保育の受け皿の整備が必要となるということではどうか改めさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問のある方、挙手をお願いしたいと思います。

それでは、吉田委員からお願いいたします。

○吉田委員 ファザーリング・ジャパンの吉田です。

まず、8ページの就労以外の事由のところですか。これについては、求職活動や就学について、それを認めていくという方向はもちろん賛成であります。あとボランティアというところもありますので、この視点も非常に重要なところだと思いますので、盛り込んでいただければと考えております。

35ページの「優先利用」について、低所得者の配慮ということで前回発言しましたが、その部分が、⑨に入るところだと思いますけれども、しっかりと担保できるように配慮していただければと思います。これから消費税も上がることになりますので、しっかりと夫婦で共働きで稼げる世帯をつくっていかなければいけない。その観点から、特に低所得者に対して、そういう措置をしていただければと思います。

40ページの「新制度における1号認定子どもの簡素な利用手続」ということですが、利用者視点から言うと、一度幼稚園側に払ってそれから補助をいただくという形がこれまでされてきたわけですが、やはり一度出費があるということは、後でもらえるにしてもかなり負担になりますので、できればそういう一時的な負担もないような形でフローがあると利用者としては助かるということです。

○無藤会長 ありがとうございます。

幼稚園の保育料への補助は、また議論が別にありますけれども、今後は応能負担の原則に変わりますので、そういう心配は余りないかなというふうには思っています。

それでは、宮下委員、お願いいたします。

○宮下委員 全国幼児教育研究協会の宮下です。

まず、10ページの「就労以外の事由」の論点2ですが、満3歳児以上の障害児について、認定こども園、あるいは幼稚園、保育所等による教育・保育の提供体制の確保を進めることは非常に大切なことであると思います。先ほども説明がございましたように、障害児支援施策との役割分担ということがありましたので、そうなんだと思って聞いておりましたけれども、やはり幼稚園側が障害児を受け入れるに当たりましては、財政的な基盤とか、保育者の確保等が必要不可欠でありますので、それを支えるための国や市からの援助、支援が必要であると考えます。

次に38ページ、「認定方法その他について」ですが、教育標準時間認定の子どもの認定におきましては、幼稚園及び保育者両方にとってできるだけ簡素化した手続であってほしいと思っています。

40ページに示されましたイメージで行うことにつきましては、基本的に賛成でございますけれども、幼稚園側の事務的負担をできるだけ少なくしたやり方で進めていただけると

ありがたいなと思います。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、北條委員お願いします。

○北條委員 全日本私立幼稚園連合会、北條でございます。

今回の問題は大変重要でございますので、今後も十分時間をとっていただきたいと思っております。議論したいことがたくさんございます。

まず最初に、2ページの見出しの「保育の必要性」という言葉の問題であります。これも従来から「ちょっとおかしいのではないか」ということで御説明をお願いしてきたところでございますが、いただいた説明では何をおっしゃっているのだから全くわからないということでございます。

49ページに、子ども・子育て支援法の第19条の第1項1号、2号、3号の規定がございます。やはりこの法律で扱う以上、この法律の規定を持ってこないからわからなくなるのだと思います。したがって、この19条第1項2号に書いてございます「家庭において必要な保育を受けることが困難」というこの言葉をちゃんと使うべきだと思います。その「困難」な程度の認定という問題だと思いますので、そういう観点から今後御検討いただきたいと思っております。

2ページ、点線囲いの中の問題は、この間も申し上げたことをもう一回言わなければなりません。私としては相当重要な指摘をしたと考えておりますが、その下の主な意見というところでは、「3歳未満の施設での保育を必要としない子どもについても、支援を充実すべきではないか」と非常に軽く扱われておりますが、こんな軽く扱っていいということではないと思っております。満3歳未満の家庭において保育を行っている子どもに対する支援を、前回、駒崎委員も主張してくださいましたけれども、この会議において、前向きに検討するという御提案をいただいて、私はそれに賛成したわけですので、その観点をしっかり書いていただきたいと思っております。

それから、19条第1項1号に該当する場合は、教育標準時間認定のみだということはおかしいということを申し上げたはずであります。「保育の必要性」という言葉を一応使っておきますけれども、認定を緩やかにするという方向でいろいろ御検討だと。それはそれで構わないといえば構わないわけですが、だとすれば、幼稚園で行われている保育に対して、なぜかたくなに保育認定をすることを拒むのか、全く理解ができません。とりわけ、預かり保育を受けているお子さん、これはいろいろな立場のお子さんが出て、就労しているお子さんもいるし、就労していないお子さんもいろいろあるわけです。現在の幼稚園のよさというのは、就労のいかんにかかわらず、あらゆるお子さんは幼稚園に就園することが可能なわけでありまして、そのお子さんたちにも、公平な支給ということが考えられてしかるべきだと思います。また、2号の場合について、これは教育標準時間の認定も必要なケースがあるということを指摘したわけですが、これについても何ら検討されてい

ない。はっきり言って無視されているわけですが、無視していただいてもいいような軽い指摘をしているわけではないということをお願いしておきたいと思っております。

2 ページの一番下のところで、「現行制度の下で保育所に入所できている子どもが、新制度への移行によって、直ちに退所させられるようなことが生じないように、留意が必要。」と、これはそうだと思います。そういうことは必要な処置だと思いますが、他方、幼稚園に在園している子どもたちが、新しい制度に移ったからといって直ちに幼稚園から退園しなければいけないような事態も防がなければいけない、当然だと思うのです。しかし、新しい制度に移行した場合、現在の幼稚園では2割程度のお子さんが2号認定を受けることとなります。これは文科省の調査でも明らかになっております。そういうお子さんが、私学助成のもとでの幼稚園にいた場合には、いてもいいけれども何の支援もないということとなります。それから、施設型給付の幼稚園になった場合、これは2号認定の定員を設けてはならないということになっていきますので、いられないということになってしまいます。認定こども園に行った場合には、2号認定として給付が得られるということになってしまいう。こういうわけのわからない差別的な待遇はあってはならないはずで、ぜひとも是正をしていただきたいと思います。

実は、そのほかまだまだたくさんありますが、一人でしゃべるわけにはいきませんので、まず2 ページのところだけにとどめておきます。ありがとうございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、古渡委員をお願いします。

○古渡委員 全国認定こども園協会の古渡です。

協会としましては「優先利用」についてと「利用調整」について御意見させていただきたいと思っております。

先ほど、橋本課長のほうからありました優先利用の保育の量的拡大を支える保育士の人材確保という観点だと思いますけれども、これは非常に大事なことだとは思っております。実際、現場で保育士ならびに幼稚園教諭が産休、育休に入りますと、人材が一気に少なくなりますし、我々の現場としましては、少子化対策という観点からも、ぜひ幸せになっていただきたいという観点からどんどん進めておりますので、逆に言うと非常に大事なポイントだと考えております。ただ、この保育の必要性の認定という観点については、なじみが薄いのかな、逆に言えば、その他市町村が定める事柄の、例えばですけれども、その中に事例という観点であれば多分生きてくるのではないかなと。でないとならば不平等になってしまう可能性があるというふうにも考えておりますので、この辺の御配慮をお願いしたいと思います。

もう一つ、「優先利用」という観点で、今回、委員提出資料の5 ページに出しているのですけれども、その中の2) で、実は兄弟が入所している場合の取り扱いというのは非常に大事な点だと思っております。特に、満3歳児以上に関しましては、認定こども園としましてはいろいろ対応できるのですが、やはり2歳児さんとか、出産という形になったりす

るとかいろいろすると、非常にここが微妙だなという観点があります。逆に言えば、この問題と言いますのは、第2子、第3子をこれから産んでいくためにも、最低でもある意味での優先的な位置づけになっていないと、保護者としては多分どうしようかと悩む観点の一つだと思いますので、この観点についてももう少し御議論お願いしたいなと考えております。

「利用調整」についてなのですが、前回、事務局のほうから大体大きな案を出していただきまして、今回、協会としましても、委員提出資料の一番最後のページに国が出してくださっている資料に、考え方をもう少し整理したものをつけ足させてもらっています。認定こども園における直接契約のよいところというのは、資料に書いてありますように、入園・入所後における信頼関係、説明責任を果たすことで、入園後の子ども、保護者に対して最善の支援を行うことができたことです。もう一つは、保育園の理解や協力資金がふえることから、基本的にトラブル等においても最小限に抑えられてきたという経過があります。今回の公的契約という観点で、これに近いものになっていくべきではないかという観点で考えますと、基本的に利用者が希望する施設に最大限に入っていける要素が必要ではないかと考えております。その場合、今回の図のほうにも記載してはいるのですが、保育の必要性の認定申請の上に、実は3号認定、2号認定、1号認定の次年度募集期間と書いてありますけれども、ある程度の期間が必要であり、逆に利用者支援という観点から、保護者に対する情報提供という、ある意味申請する前に、基本的な情報を丁寧に保護者等々に周知する時期を設けた上で、市町村ならびに事業所、または施設の見学とか、そういうのを踏まえた上で申請となったほうが、逆にトラブル等においても最小限になると考えております。

あともう一つは、利用調整の中の観点の中の細目だと思うのですが、利用調整プラス施設のあっせん・要請という観点のところもそうですけれども、基礎自治体と施設との子ども、保護者に寄り添った事前協議という観点の必要性があるのではないかと考えておりますので、この辺も御配慮いただければと考えております。

とりあえず以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、佐藤秀樹委員、お願いします。

○佐藤委員 全国保育協議会の佐藤です。

今回、整理していただいた資料は、おおむね評価します。

また、資料の40ページにある「新制度における1号認定子どもの簡素な利用手続」にあるように、現行の幼稚園を利用している人たちが、新しい制度においては、利用手続が簡素化されることは賛成できます。

その上で、41ページにある認定期間について意見を述べます。認定期間では、認定の有効期間を何年とするかについて、「満3歳未満・保育認定から満3歳以上・保育認定への切替は職権変更」とあります。これは、子ども・子育て支援法にある、市町村は職権で変

更できるという規定に基づいているものだと思います。保育を必要とする満3歳未満の子が満3歳になった時に、2号認定に職権変更され、各々3号認定の証明書を返納しなければならないとすれば、かなり煩雑な手続きとなりますので、法に規定する市町村の職権変更は、その市町村の判断に任せていいのではないかと考えます。

資料の18ページにある「現行制度と新制度における『保育標準時間』及び『保育短時間』の比較イメージ」について確認したい点があります。現行の制度の認定区分「※A時間以上」とは、現行の保育時間で定められている8時間以上であり、それに基づく応能負担としての保育料が「※C円/月」とであると読み取っていいのか。その場合は、新しい制度における、保育時間と保育料の関係は、保育短時間は8時間以上、開所時間利用可能な部分の11時間未満と理解していいのか。そして、保育料の応能負担にある保育標準時間「C円」は、現在負担している額をおおむね標準とするような方向でこれまで議論してきたので、そう理解でいいのか。また、保育短時間のA時間以上B時間未満とは、今後設定される保育の下限を仮にC時間とすれば、A時間はC時間以上B時間未満と理解していいのか以上についてご説明いただきたいと思います。

○無藤会長 ありがとうございます。

坂崎委員、お願いします。

○坂崎委員 日本保育協会の坂崎です。

35ページの「優先利用」の今回入れていただきました保育の量的拡大を支える保育士の人材確保の観点という点ですが、私は、当分の間というのがどういう考え方かと言いますと、多分、地域型給付も含めて3歳未満児の受け入れというものが非常に多くなるのではないかと念頭にあるのだと思います。おおよそ未満児の入所数が今の形よりも倍程度入るのではないかと考えられているわけですから、その中で、現在でも保育士不足、また保育者不足というのは深刻なわけですから、そういうことを考えていくと、優先利用の中で、もちろん子どものことについての優先が最も大事だということは当然でありますけれども、それと同様にして、当分の間は保育士の優先枠についてきちんと明記をして進めることが一番望ましいのではないかと考えているのです。需給調整もすんで、保育士の数も足り、子どもたちの入所もある程度決まってしまったという条件の中で、これが「その他の定める事由」の中で定められてなくてもいいと思いますけれども、やはり当分の間、例えば5年間なり、ある程度これを推進していく中では、このことをきちんと明記をした上で進めていくことが望ましいのではないかと考えておりますので、この1点だけ話しておきます。

以上です。

○無藤会長 榊原委員、お願いします。

○榊原委員 2点申し上げます。

今、坂崎委員が御指摘されていた「優先利用」の件なのですが、私も同じような考え方です。先ほど、古渡委員が御指摘されたように、ここに並べられた項目の中で、入

れ込むとしたら、「⑨その他市町村が定める事由」の中に、市町村はそうした人材確保の観点から優先利用を考慮することもできるというように入れ込むというのも一つだと思っています。

ただ、今年の4月にまた待機児童が大量発生したときに、私たちも取材をした中で、これはさいたま市でしたけれども、保育士の御夫婦が、お子さんが生まれて、でも保育園に入れなかったから奥さんのほうは保育士としての仕事をやめざるを得ないというような事態がもう現実に起きていました。なので、今、坂崎委員御指摘のように、この緊急整備の状況の中では、全体の制度をよりよい循環の中で育てていく、ひいては、ほかの保育を必要とする方たちの利益にもつながるという観点から、例えば期間限定できちんと明記するというのも一つであろうというふうに思います。それが、潜在保育士である方たちに、実はこういう形で、新制度があなたたちの力を必要としているということがアナウンス効果で伝われば、いい効果もあるのではないかと、そういったことも含めて御検討いただければと思います。

もう一点が、10ページですけれども、「就労以外の事由」なのですけれども、＜論点2＞「児童虐待のおそれのあるケース」や、DVなど、児童を取り巻く環境に着目して保育の必要性が認められるケースも追加するというところは、ぜひというふうにお願いします。非常によく全体整理していただいているのでオーケーなのですけれども、前提としているのは、親が申請できる人たちの、申請があったときの必要性の判定ということになっているのですけれども、例えば、産後鬱から長期に軽度ネグレクト状態になっているような御家庭のお子さん、親子が孤立していて、子どもに適切な働きかけが行われなまま就学年齢になっているというような事例も見聞きしています。そうすると、栄養状態もそうですし、適切な言葉の獲得、生活習慣の獲得といったことから切り離されたまま学校に上がってきたお子さんが非常に大きなハンディキャップを抱える。それがまた貧困の連鎖につながっていることもあることを見ると、市町村の責任で、これは養育環境に課題があるといったお子さんをできるだけ発見し、保育につなぐというようなところも、この項目ではないかもしれないのですけれども、配慮した上の保育制度にしていっていただければというお願いです。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、小室委員お願いします。

○小室委員 1点だけ申し上げます。

35ページの「優先利用」についてのところです。5つ目の○の「保育士の人材確保の観点から」という点ですが、保護者の実感からしても賛成いたします。保育士の方が若いうちにやめてどんどん入れかわるという現状があって、ワーキングマザーとしては、同じようにワーキングマザーになって実情を理解してもらいたいというのがあります。なので、保育士の方が、実際にお子さんを育てられて戻れる職場になるということは、預ける側にとっても、どういう心苦しさの中で預けているかとか、いろいろな気持ちをわかっていた

だけるという意味でも非常に重要だと思っています。ですので、これはもしかしたら期限を区切ってなのかもしれないですけども、保育士の方が優先利用できるような形にするのは賛成だと思っています。

その場合に難しいなと思うのは、保育士の資格のある人は優先なのか、現在、実際に保育士として働いている人は優先なのか、もしくは保育士の資格を持っていないけれども、保育施設で働いている人も含まれるのかとか、どの辺までが対象になるのかということが、線引きが難しそうだなというところを疑問に思いました。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、清原委員をお願いします。

○清原委員 ありがとうございます。全国市長会三鷹市長の清原です。

今回、資料1に各論点ごとに幅広く私たちの意見を反映していただき、対応の方針案をまとめていただき、ありがとうございます。

現在の自治体の状況をお話いたしますと、この内閣府の子ども・子育て会議の行方を注視しながら、平成27年4月に向けて準備を進めています。そこで、三鷹市の場合も多くの自治体と同様、9月に終了いたしました市議会におきまして、新しい制度移行に向けた新しい情報処理システム構築のための予算を含む補正予算を可決していただいています。また、三鷹市の場合、これまで設置してきた「次世代育成支援推進協議会」にかわりまして、「子ども・子育て会議」を設置する条例も可決されました。本日の主たる議題であります「保育の必要性の認定」、「確認制度について」も、この処理システムに必要な項目を検討していただいています。来年10月、ちょうど今ごろには、幼稚園、認定こども園、保育園の入園募集に向けてスタートを切ることになります。したがって、公定価格とセットで議論すべき区分や、保育の必要量などを除きまして、本日の提案内容については、一定のまとめの時期に来ているのではないかなと認識しています。そこで、大きく2点申し上げます。

1点目は、「保育の必要性の認定」について、本日、13ページに10項目の案が提案されています。三鷹市もほぼ同様の事由でこれまで運用してきていまして、この10項目の案は妥当なまとめだと考えています。その上で、私たち自治体が考えるべき幾つかの課題についてお話しします。

一つは、障害児に対する対応についてです。これまでも、複数の委員の方が御指摘された点と重なりますけれども、就労など、保育の必要性の認定を基本としつつ、応諾義務による事業者への過度の負担にならないような配慮を自治体が責任を持ってしなければいけないのではないかと感じています。そこで本日、10ページの下「対応方針」のところで、「留意事項」ということが書かれ、子ども・子育て支援制度と、障害児支援施策との役割分担が明記され、保育所と障害児通所施設事業の職員・設備・運営等に関する基準の違いも示されました。



また、35ページの「優先利用」につきましても、論点として障害児の取り扱いについてのどのように考えるか。「※障害児の受入れについては、事業計画上の取扱いや確認制度における定員設定、市町村による受入れが可能な施設のあっせんの仕組み、事業者の応諾義務（正当な理由）等と関連。」というふうに書かれております。いずれにしても大変重要で、私たちは、障害のある子もない子も、ともに保障されるべき子ども・子育て支援について、市町村の責務が果たされやすいようにしなければいけません、責務は重いというふうに認識しています。そこで、今日例示されました問題点について、さらに今後深い議論がなされればありがたいと思います。

また関連して、育児休業を取得した際に、保育所に入所している児童の対応も重要です。「対応方針（案）」には、「市町村の実情を踏まえて児童福祉法上の観点から継続入所、あるいは一旦退所しても優先利用の枠を活用する」ということが例示されておりますが、このような柔軟に対応する方向が望ましいと考えています。

次に、大きな2点目の意見ですが、「認定証」について申し上げます。本日、38ページ以降、簡素な認定手続のイメージフローなどが記載されていますが、記載事項の決定はこれからですけれども、認定証がどのようなものになるかということで、まだ案は国からは示されていないのですけれども、少し議論のプラスになるのではないかとということで、今日持ちしたのは、一つは、「児童扶養手当」の証書です。もう一つは、いわゆる「マル子」と言われておりますが、「義務教育就学児医療費」の助成について市町村長が証明する医療証の例です。（それぞれの証書を提示）

おそらくは、こんな大きさになるのではないかなと思っているのですけれども、介護保険の保険証もこんな大きさです。ですから、このように記載される面ということで、多分1枚になるのか、説明を入れることができればこのような見開きになるものです。

そこで、認定証の記載事項のうち、「利用者負担額」について申し上げます。この利用者の所得に直結する情報が利用者負担額になることから、個人情報保護の観点で、やはり慎重な対応が望まれると思います。現在、認定証については、3年間の有効期間とする方向が示されていますので、利用者負担額については、所得により毎年変動が予想されます。利用者負担額を記載する場合には、事務的には、これは私たち市がどうにかすればいいことですが、事務的な準備も相当必要になります。認定証には、利用者負担額を記載することは個人情報保護の観点から必要ないのではないかと考えていたのですが、本日対応の方針にはそのような方向性が示されています。介護認定ですと、要介護1とか2とか、プライバシーと言えばプライバシーですが、それは、サービスと密接に対応するのでいいのですが、「所得金額」を記載することについてちょっと懸念があります。そのことについては、皆様の御議論をいただいた上で最終的に決定されることになると思いますが、自治体の立場ではそういう課題があるということをお申し述べます。

以上です。ありがとうございました。

○無藤会長 ありがとうございました。

では、橘原委員をお願いします。

○橘原委員 本日、2つ意見を述べさせていただきたいと思います。

まず1点が、これまでもほかの委員から意見が出されております、育児休業取得の際の取り扱いについて、入所児の保育所退所が求められている市町村も見受けられ、このことが第2子、第3子等の出産の妨げとなるとした声が、保育所利用者から多く寄せられていることも事実であります。平成29年度から出生数が減少傾向との予測がなされている中で、育児休業による出生の不安を取り除く環境を構築することが、今最も求められていることではないかと思っております。ただ、大都市の待機児の多い地域においては、課題も多いことは承知の上で申し上げたいと存じます。

次に、保育士の優先利用のところですが、どこの市町村においても、保育士の確保が非常に困難な状況の中で、保育士を確保する上からも、ぜひ保育の利用を希望する保育士等の子どもの優先順位を上げることについてお願いをしたいと思っております。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、柏女委員をお願いします。

○柏女委員 淑徳大学の柏女です。

2点申し上げたいと思います。

1点目は、今もお話がありました、35ページの保育士の優先利用の関係ですけれども、基本的には賛成ですけれども、先ほど一部の委員からもお話がありましたように、障害児療育や社会的養護の分野でも保育士は大活躍をしております、その中でも保育士不足が深刻になっております。特に、今回民間の保育所の保育士だけ給料が上がるということになったことは、保育士養成の現場から見て、かなりの不整合を導き出しているということは指摘をしておかなければなりません。そういう意味では、幅広く拾うということ、あるいは保育士類似の業務をしている方々についても考えるということが必要ではないかと思っております。

2点目は、10ページ、既に清原委員ほかからも発言がありましたけれども、「就労以外の事由」として障害児をどうするかということです。政府のほうでしっかりと検討していただいたことには敬意を表したいと思います。しかしながら、今、留意事項の御説明がございましたけれども、この留意事項の中でお話があったことは、やはり障害児は手厚い舞台を用意しているのです、その手厚く配慮されているそちらの舞台で生活してほしいと言っているように私には聞こえました。児童一般施策における障害児の受け入れを一步進めていくということをするためにも、私はここで記載をしてほしかったと思いますが、これについては、先ほどお話がありました13ページの⑩のその他市町村が認める場合、ここで障害児であって付近に療育施設がない、そうした場合等の事情のときに、保育の必要性を踏まえて優先入所をするというようなことをぜひ通知等で示していただければと思います。

その上で、4点を、今後の要望としてお願いをしたいと思っております。

1点目ですけれども、今後、この障害者総合支援法の趣旨に沿って、児童一般施策において、できる限り障害児の地域生活支援を図っていく。それには並行通所も進めるということです。障害児は障害児の舞台に行ってほしいということではなくて、障害を持った子どもたちもこの教育・保育施設をかなり利用できるように、並行的に利用できるようなそんな仕組みを考えること。もう一点は、障害児の親の仕事、社会参加と子育ての両立を図る施策、これを推進する。この2つの観点から施策の推進を図ってほしいということです。

2点目は、障害児保育財源が、今、保育所については一般財源化、放課後児童クラブについては特別会計、そして特別支援教育については教育関係の一般会計と、こうした3つに分かれております。これを今後、財源統合に向けた検討をぜひ進めていただきたいという点です。少なくとも、この子ども・子育て支援新制度の中で、基準検討部会で今後議論がなされるであろう公定価格の中で、障害や、虐待や、アレルギー、そうした子どもたちについては、例えば基準の単価をアップさせる、そうした方向なども検討していただいてもいいのではないかと思います。

3点目です。現在、保育サービスを受けられていないでいる方がいらっしゃいます。在宅の重症児、あるいは難病の子どもたちです。先ほど、岡田副大臣の話にもございましたけれども、そうした子どもたちで保育所に通える子どもたちはいいのですけれども、そこに通えないまま在宅で暮らしている子どもたち、その子どもたちに一定の時間保育を届ける施策を考えてほしい。教育には訪問教育という制度がありますけれども、同じような形で訪問保育といった制度も考えてほしい。私は、全ての子どもに一定時間の保育を保障していくことが大事だというふうに思っています。この制度で抜けているのはその部分になるかと思しますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

4点目です。新制度の舞台の検討に当たっては、ほかの舞台、つまり障害児の舞台、社会的養護の舞台で何が起きているのか、そのことについての配慮が必要だろうと思します。仄聞するところ、障害児の舞台では放課後等デイサービスが飛躍的に今広がっているというふうに聞いています。つまり、放課後等デイサービスが広がることによって、放課後児童クラブや放課後子ども教室での障害児の受け入れが少なくなっていく。そうしたことは絶対にあってはならないわけでありまして、他の舞台で何が起きているのか、それらも考えていただきながら、全体を通して、子どもの最善の利益を保障するという観点を忘れないでいくことが必要だろうと思します。まさに内閣府は、障害児施策も所管しているわけですので、障害児のサービスが今どのような状況にあるのか、それがこの子ども・子育て支援新制度の舞台にどのような影響を投げかける可能性があるのか、そうしたことについてもぜひ御配慮をいただければと思します。

私からは以上です。ありがとうございました。

○無藤会長 ありがとうございました。重要な論点ばかりかと思します。

それでは、味元代理人。

○味元代理人 御指名ありがとうございます。高知県知事代理の味元と申します。知事か

ら申しつかってまいりましたので、発言をさせていただきます。

保育の必要性につきましては、これまで知事会としまして、保護者の求職活動や就学もその事由として認めていただくこと、また第2子以降の育児休業取得の際に、既に保育を利用している子どもの継続利用を必要に応じて認めていただくことなどの意見を申し上げてまいりました。これまでの取りまとめの中で、そうした内容を取り入れていただいておりますことに感謝を申し上げます。その上で、今回取りまとめていただきました対応方針等につきまして、意見を述べさせていただきます。

まず、資料の5ページからの保育の必要性の認定の事由についてでございますが、全体的に保育を必要とする利用者側に配慮がなされる方向でよくまとめていただいたと考えております。なお、施設利用を補う一時預かり事業につきましては、例えば数日間といった短期間でも利用できるなど、利用者の幅広いニーズに対応できる仕組みづくりとともに、事業者への財政支援につきましても御検討をお願いしたいと考えます。

次に、14ページからの「区分」、「保育必要量」についてでございますが、長時間、短時間の区分につきましては、対応方針案を了承いたします。なお、保育短時間の下限の設定及び現行制度との関係につきましては、今後対応方針を作成するに当たり、現在、保育所に入所している児童に対する十分な配慮をお願いしたいと思います。

35ページからの「優先利用」につきましては、対応方針案を了承いたします。

38ページからの「認定方法その他について」でございますが、今回、40ページに1号認定の子ども利用手続のイメージが示されております。それによりますと、保護者が幼稚園に直接申し込み、内定をもらった後、正式に市町村に1号認定の申請をするというふうになっておりますが、認定より先に内定を取りつける手続フローに懸念を抱く意見も出ております。市町村に正式認定申請をしたところ、2号に該当する子どもであったりいたしますと、内定をもらったものの利用ができなくなるおそれもあり、制度の導入期に混乱が生じることも考えられます。そのため、認定より先に内定を取りつける手続には、慎重な検討が必要であると考えます。平成27年度からスタート予定の新たな制度への円滑な移行を行いますためには、各自治体での手続が混乱しないよう認定や施設の種類別に具体的な手続事例を提示していただきますよう御検討をお願いいたします。

最後に、43ページからでございますが、利用調整につきましては、今後とも市町村の意見を反映しながら、具体的な取り扱いを示していただきたいと考えております。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

奥山委員、お願いします。

○奥山委員 ありがとうございます。子育てひろば全国連絡協議会、奥山でございます。

2点あります。

1つは、保育の必要性の認定にかかわるところで、8ページですけれども、就労以外の事由としてというところに、若年層のインターン就労、ボランティア等の検討も加えてい

ただきまして、ありがとうございます。この中で、内容によって判断ということにはなると思えますけれども、今、お話ありましたとおり、一時預かりで対応ということと言いますと、その一時預かりのことについては、また今後ということにはなるかと思うのですが、この一時預かり事業を推進していく、また多様な働き方を受け入れていくための方策というのをより考えていく必要があるのではないかと考えております。

2点目ですけれども、40ページの、先ほど来、紹介がありました幼稚園就園のフローですけれども、基本的に簡素な利用手続については賛成なのですが、委員の皆様何人か御指摘のように、直接申し込むとなりますと、まずその情報の提供、例えば私どものほうでも幼稚園・保育園ガイドというのを発行しておりますが、5月末には発行して、全ての園の情報を提供し、保護者の方は夏前に園をご覧になって、9月になると、もう運動会等で通常の保育が見られませんで、そういった中で10月に申請の書類を入手して、11月申請という形です。また一方で、保育のほうは11月ぐらいから、そして2月末ぐらいに決定になるというフローの中で、幼稚園に入る1号の方にも就労の方が若干いらっしゃる中では、幼稚園の決定と、それから保育園の決定の時間差のところで、お金をどう納めるかも含めてなのですけれども、いろいろ混乱が生じる可能性があるのかなと懸念をしております。行政の対応ということもありますし、利用する保護者の混乱というか、お金のことも含めて、スムーズにいくように配慮が必要ではないかというふうに考えております。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

岩城代理人、お願いします。

○岩城代理人 ありがとうございます。全国国公立幼稚園長会、岩城でございます。

3点申し上げたいと思います。

まず、10ページの「就労以外の事由」、または36ページの「優先利用」の中で、障害児について保育の認定を受けた子どもに対する保育の提供体制を確保するというところに賛成です。基本指針にあるように、特別な支援を要する子どもとその家族に対する支援を充実するという観点からも必要であると考えます。先ほど来、いろいろな委員の先生方から御意見がありましたけれども、保育の提供を優先するという、入所できるような措置ということと同時に、幼児期には、やはり親子の愛着形成を支えていくという大事な営みがあると思えますので、教育・保育の内容に関しても親子の絆を支えていけるように、適切な職員配置をするなど、教育・保育の質が高いものになるよう期待したいと思います。

2点目です。29ページの論点②、「保育短時間」の下限についてです。こちらの参考にもございますように、現在、就労しているにもかかわらず幼稚園に通っている方たちがこれだけのパーセンテージ存在しております。新制度に移行いたしましても、就労時間にかかわらず、幼稚園での保育を希望するという家庭については利用できるような配慮をぜひお願いしたいところです。そのためには、やはり給付についての公平性という観点での御配慮もお願いしたいところです。

最後に、40ページの利用手続についてのフローなのですが、今、幼稚園では入園決定について、39ページにあるようなイメージで進んでいます。それと比較しまして、手続上さほど変わらないのではないかなというふうに受けとめました。簡素な手続であるほうが、1号認定の子どもたち、家庭については、よろしいのではないかなと思います。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、秋田委員、お願いします。

○秋田委員 東京大学の秋田です。

保育の必要性の認定に関してですけれども、13ページにある「事由」ということで、ここに10項目が出ていますけれども、そろそろそれぞれの自治体が準備をするという意味でも、本日ここをぜひとも確定としたいということを申し上げたいと思います。また、前提として、それ以外に、最初のページにありますように、今日北條委員からもありました、そうした必要性の認定と同時に、3歳未満の施設での保育を必要としないというか、現在、家庭で保育をしている子どもたちが、全国の規模で見れば2歳未満の子どもの7割なりいるわけなので、その子どもたちのことも配慮した上で、保育の必要性というのをこの13ページで確定していくことが大事だろうと思っております。

ポイントの2点目です。35ページに「優先利用」に関することでございます。先ほどから御意見があるように、障害児については賛成しますが、保育士のところの文言に問題があると私は考えております。保育の量的拡大を支える保育士の人材確保というだけではなく、ここの会議では、保育の質的向上と量的拡大の両面というのを言ってきたはずであります。今、本当に保育士が足りない、やめたら次のやめられた後を補うのも大変になっているという事情は重々わかっておりますけれども、この保育に関しては、保育士、幼稚園教育でいうと保育者が、より長期的に離職せず経験を積むということが保育の質的向上の鍵であるというのは国際標準であります。いかに離職率を下げ、そして専門家として養成して、安定して働き続ける仕組みをつくるかということが大事だと考えております。

その意味では、保育の量的拡大並びに質的向上というような両面の側面から、今足りないから確保するというのではなく、長期的な制度を考える上からも、保育の利用を希望する保育士等の子どもの取り扱いということについて、働きやすいような優先枠を設けていくことが重要であり、その場合には、保育士のみならず、これから、例えば幼稚園の先生もそうですし、新たな認定こども園で、例えば幼稚園免許だけで3歳児以上を担当する人たちも、こうした保育にかかわる人たちの子どもの取り扱いということで考えていただくのが、公平性、保育の質的向上の確保という観点からは大事なのではないか。単なる労働の穴埋め的に考えられるのではなく、専門家の育成という観点から、この優先枠というものをお考えいただきたいというところでございます。この優先利用については、私は、生活保護のみではなく、低所得者の生活基盤維持ということが非常に重要で、生活保護の基準をどこにするかというような問題と同時に、今そこを受けていなくても低所得者との格

差は極めて大きくなっておりますので、そこへの御配慮ということをやはり考えていただくということが必要になってきているのではないかと思います。

もう一点、これは私がよくわかっていないので、質問なのですが、これからの議論になるのだと思うのですが、支給認定証の記載内容なのですが、そこにおいては、一番最初にある19条1項1号認定、2号認定、3号認定という形の認定が記載されるのか。プラス、区分というものが書かれる場合には、どのように記載されるかです。私は、価格等を踏まえて、必要性の認定を自治体が考えるときに、事由並びに区分として、保育必要量として、保育標準時間と短時間という名称を使うということは理解していますが、保護者に向けて書くときに、8時間を超えて、11時間なり、それを標準というふう呼び、支給のときに書く、そして短時間と書くということは、それだけが子どもを預かることが標準だというふうに保護者に周知することは、子どもの健全な養育ということ考えたときに非常に課題があるのではないかと。長時間、短時間という、シンプルに長・短というのを書くのであれば、そういう呼び名である必要があるのではないかと。認定の基準は、標準時間の保育必要量、保育短時間の必要量という必要量を査定するには、その名称で構いませんが、保護者への周知、支給認定のときの名称をどのようにするのかということについては御配慮いただきたいと思うので、このあたり、どのような計画になっているのか、認定証の交付のときの記載内容については伺いたいと思います。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、事務局のほうから何かございますか。

○橋本保育課長 それでは、幾つか御質問等もいただきましたので、お答えをさせていただきますと思います。

まず、北條委員のほうから、2ページの文につきまして、前回の会議での御発言等との関係でのお話がございました。駒崎委員は本日いらっしゃいませんので、その点については触れませんが、3歳未満の施設での保育を必要としない子どもについての取り扱いにつきましては、前回も現金支給と、それから教育・保育給付というふうな法体系の問題、あるいは地域、子ども・子育て支援事業という市町村事業も含めた、全体としての子ども・子育て支援法の体系等につきまして、何回か御説明をさせていただいたと思います。そういうふうな観点で考えているものでございます。

それから、当然のことながら、現行制度のもとで、保育所に入所できている子どもだけではなく、もちろん幼稚園のほうに通っておられる子どもにつきましても、新制度の移行によって退所されることが生じないようにという御趣旨は、全くそのとおりでございます。

また、共働き家庭の中で、先ほどの委員の御指摘にもございましたように、幼稚園に通っているお子さんも多数いらっしゃるところでございます。そういった方々につきましては、こういった形での給付をしていくのか。これにつきまして、また、今後部会のほうでの公定価格の御議論の中でも、特例給付等の取り扱いも含めた全体的な御議論をいただく

ことにもなるかと思いますが、やはり共働き家庭の方々の中でも、今後も幼稚園に通うという方が一定数いらっしゃるだろうということは予想されることとございまして、そういったことも念頭においた今後の検討が必要というふうに考えております。

佐藤委員から3号認定から2号認定への職権変更につきましての御質問をいただきましたが、このところ、市町村の判断というふうな趣旨でおっしゃったかと思いますが、いずれにしても、この職権変更という形で行うということは、つまり申請者からの申請を待たずとも、市町村のほうで自動的に認定換えを行うという形で、申請者の負担をかけないで処理するという枠組みとして法律上許容されているものでございます。そのときに、利用者負担のところをどういうふうに調整するのか、あるいはこの公定価格の中での施設への支払いといったものをどういった形で整理するのか。そういった点もあわせて今後整理していく必要があるだろうと考えております。

それから、同じく佐藤委員のほうから、18ページの表の中で、A、B、Cという形で書いてあるものにつきましての趣旨を御確認いただきましたが、A時間とかB時間を何時間のところで設定するのかということにつきましては、本日の資料の中でも引き続き検討ということにしておりますので、ここにつきましては、何時間ということをはっきりとは書いてございませぬけれども、現行の制度の中では一定時間以上のものについて保育に欠けるという形の認定をするのみであるのに対して、新制度の上におきましては、その上でさらにB時間以上につきましては標準時間、それに満たないところは短時間という形での2区分の認定を設けるという趣旨で書いてあるものでございます。また、Cというこの応能負担の額につきましては、現行制度のもとでも、所得に応じまして何区分かの保育料の設定があるわけでございます。その中で、その方の所得に応じて決まる金額が仮にC円だというときに、新制度のもとにおきまして、標準時間の部分を幾らにするかというのも、今後の公定価格の議論の中で決まっていく問題でございますけれども、おおむね現行制度上の負担額というものをベースにして検討という方向性でこれまで来ておるかと思っております。

それに対しまして、短時間の認定を受けた子の場合には、それに対する一定割合という形で利用者負担を設定する、こういった整理で、これまで検討を進めてきていただいておりますので、こういった考え方をここに書いたものということで御理解いただきたいと思っております。

それから、榊原委員のほうから、産後鬱の方々などにつきましての御発言もございました。こういった親のほうからの申請ということが行われぬ中でも、市町村におきまして、さまざまな児童の育成上の必要から、これは保育所等の利用をする必要があるというふうに判断するときの措置制度というものが、今回の法改正の中で新たに創設されておりますので、委員がおっしゃったようなケースというのはまさにそういった制度の活用ということの一つ検討すべき事例ではないかと思っております。

奥山委員のほうから、先ほど一時預かりのことにつきましての御意見をいただきました。これも今後部会の中で、地域子ども・子育て支援事業、13事業のあり方を議論いただく必



要があるかと思えます。こういった中で、現在よりも一時預かり事業というものを普及させ、より使いやすくするということを含めまして、こういった形でやっていくのか。まさにこれは3歳未満の保育の必要性の認定の対象から入らないような方々も含めた利用ということが想定されるわけでございますので、そういった一時預かりの事業をこういった形で充実させていくのかという観点も含めた今後の御議論をいただきたいと思っております。

最後、秋田委員のほうから、支給認定証の記載事項についての御質問をいただきました。認定証の記載内容につきまして、まだ細かくは検討いたしておりません。ただ、先ほども18ページの説明で申し上げましたように、こういった認定を受けるかということは、これは所得に応じまして利用者負担は決まってくる要素もございますし、それからこの保育標準時間と保育短時間の認定区分によりまして、変わってくる部分も出てくることを想定しております。したがって、どういう表記にするかはともかくといたしまして、支給認定証の中に、この1号、2号、3号の区分ということとあわせまして、標準時間なのか短時間なのかという区分はわかる形で、何らかの形で表記が必要というふうに考えております。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

北條委員、どうぞ。

○北條委員 済みません、今せっかくお答えいただきましたけれども、お答えいただけていない部分がございますので、改めて伺います。

まず2ページのところで、「保育の必要性」という言葉の使い方、これはこの法19条に係ることでございますので、19条の言葉を使うべきだという私の指摘に対して御回答いただきたい。

それから、点線四角の中の19条1項1号に該当する場合の保育認定もつけ加えていただきたいということについてのお答えをいただきたい。

それから、2号に該当する場合、教育標準時間認定もここに記載しておかないと困ったことになるという指摘についてのお答えをいただきたい。

主な御意見の3つ目でありますけれども、少なくとも「3歳未満の施設での保育を必要としない子ども」なんてこの世の中に存在しませんから、これも19条の言葉を使っていたいて、「家庭において必要な保育を受ける子どもについて」という表記に直していただきたい。

以上、御回答いただきたいと思えます。

○橋本保育課長 まず、19条の各号との関係の中で、先ほど49ページの子ども・子育て支援法の条文をご覧いただきましたように、第2号認定の場合におきましては、「保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの」、あるいは3号認定についても同じような書き方をされているわけでございます。こういった書き方にそろえるべきという御意見はわかるわけでございます。

けれども、制度改正前からの検討の過程の中で、こういった事由、まさに今、保育に通っているということを念頭において、こういった書き方がこの子ども・子育て支援法の中でもされているわけでございます。もう一つ、50ページに児童福祉法の条文も書いてございますけれども、第24条にございますが、「市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働または疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所において保育しなければならない」といった「保育を必要とする場合において」というふうなことも法律上用いられている文言でございます。対応関係にございますので、意味するところは同じというふうに理解しておりますので、こういった書き方をさせていただいているということでございます。

また、2号認定との関係での教育標準時間認定ということでおっしゃった趣旨、私、十分理解していないかも知れませんが、2号認定を受けた方の中で幼稚園を利用されるという方もいらっしゃるだろうと思いますが。

○北條委員 幼保連携型認定こども園、あるいは幼稚園型認定こども園を利用する、2号認定のお子さんが教育を受けるということですか。

○橋本保育課長 例えば1日の中で、8時間とかを過ごす中で、標準的な教育時間と定められている時間を一緒に過ごす、その中で学校教育を受けることになるのは、もちろんそのとおりでございます。

○北條委員 ここに書かなくてもいいのですか。

○橋本保育課長 これは支給認定という区分で1号から3号の区分を書いてあるわけでございます。

○無藤会長 北條委員の御指摘の、例えば教育標準時間が、今の例で含まれているということは前提にあるので、今のページに書くか、別のページに書くかはともかくとして。

○北條委員 ただいまの50ページの改正後の児童福祉法に「保育を必要とする場合」という言葉があるのはわかっておりますけれども、これは現在施行されていない法律でありますから、現行法のもとで「保育を必要とする」という概念は存在しないわけですので、この法律を検討する場合は、この法律の言葉を使うべきだという指摘でございます。

以上です。

○橋本保育課長 子ども・子育て支援法の第19条の条文と、それから児童福祉法の第24条の条文は同時に施行されるものでございます。

○北條委員 でも、今はないでしょう。

○橋本保育課長 現在、この子ども・子育て支援法もまだ施行された法律ではございませんけれども、これが児童福祉法の改正後の条文と同時に施行されるということです。

○北條委員 何で19条の言葉を使わないのですか。

○橋本保育課長 長々と書くとすれば、19条の2号や3号という言葉を書くということももちろんない選択肢ではないとは思いますが、**「保育を必要とする子ども」**という

ふうな表記がわかりやすく、また簡潔なのかと思います。

○北條委員 この世の中に保育を必要としない子どもなんて存在しないのですよ。そのことをどうお考えですか。

○無藤会長 北條委員の御指摘のとおりだと思うのですが、子ども・子育て支援法第19条の正規の言い回しを簡略に書いた形で、認定区分は書いてあると、そのように私などは理解してございます。それがもっと明確に伝わるような解説を入れなさいという御趣旨なら、事務局で検討させていただきます。とりあえずはよろしゅうございますか。

ありがとうございました。

皆様方の御意見を頂戴いたしまして、特に「保育の必要性の認定」でございませけれども、その論点の中で認定事由、また保育必要量を短時間、長時間に2区分すること、優先利用の事項について、多少言葉を変えるなり、はっきりさせる部分はありましたけれども、おおむね事務局案をベースに整理するというところにさせていただく方向かと理解しました。ただし、幾つか論点が残ります。例えば、保育認定の時間の下限をどう設定するか。保育標準時間と保育短時間、この用語ももう少し検討を進めますけれども、いずれにしても、その間の線引きをどうするか、引き続き検討が必要な事項がございます。

それらを含めまして、年末、12月程度を一つのめどに、改めて全体として案を確認していきたいと存じております。

それから、特に何人かの委員の皆様から御指摘いただきましたが、障害児の保育認定のあり方、これもおおむねは御理解いただいているかとは思いますが、受入体制の問題等、今後の課題をいろいろ御指摘いただきましたので、多角的な観点から、引き続き慎重な議論が必要であると考えて、さらに議論を進めたいと思います。

また、今日特に論点として挙げた保育士等の保育所の優先利用の問題でありますけれども、これもおおむね御賛同ということではありますが、それについて、日本全体で考えますと、地域事業さまざまでありましょうし、児童福祉の観点から考えたときに、当分の間、必要な市町村においてやるべき課題ということかと思えます。そういう意味では、その他市町村が定める事由という中で考慮しながらも、しかしながら大事なことであるので、何らかの形で、表立った形での表記というものを考えていきたいということで整理させていただきます。

もちろん量的拡大のみならず、質的向上も含めてという趣旨等については、十分検討して、項目の表現を改めていく方向で考えたいと思います。また、緊急整備的にも必要であろうという意見は事務局のほうで御検討いただくようにさせていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

続きまして、「確認制度について」の説明をお願いしたいと思います。

○橋本保育課長 では、資料2をご覧くださいと思います。

前回の資料と変更させていただきました点を中心にお話をさせていただきたいと思えます。

資料の9ページでございますが、子どもの年齢との関係での定員設定のあり方につきまして、前回、2通りの案をお示しいたしました。1号の認定を受けた子ども、2号の認定を受けた子どもについて、3～5歳を通じた定員、そして3号認定を受けた子どもにつきましては、0歳と1～2歳に区分するということが市町村計画との整合性の観点から必要ではないかということをお提案し、また同時に、3歳につきましては、あえて区分をして、3歳と4～5歳を区分する形で定員設定をするという案もあわせてお示しをしたところでございます。それにつきましては、前回の御意見の中で、全体として大きくくりをした中で、年齢別の受入数については利用者への情報提供ということで考えてはどうかといった御意見を頂戴したところでございます。そういった観点を踏まえまして、9ページの下にございますように、1号認定の子、2号認定の子につきましては、3歳と4～5歳の区分は特に求めはせず、そのかわりということではございませんが、※でございますように、「年齢別の受入数について、利用者への情報提供に努める」という形で、特に3歳児がどのくらい入園できるのかということについての情報を、利用者のほうでもほしいと思っている方は多いと思いますので、そういった点に配慮をしてはどうかという点でございます。

それから、13ページから14ページにかけましての論点2「定員割れ」の問題、論点3「定員超過」の問題につきまして、この点、前回も出ておりました議論を踏まえたときに、やはりいずれも公定価格の取り扱いとしてどうするかということと密接に関連しますので、今後の部会での議論の状況を踏まえながら、引き続き並行して御検討いただくということかと思っております。

それから、20ページ以降の「情報公表の取扱い」でございます。これにつきましては、21ページに、前回、具体的にこういった項目でということで、基本情報として法人情報、あるいは施設の情報ということで幾つか並べておりますもの、あるいは運営情報につきましても並べてございます。これに加えまして、前回、「正規・非正規別」を追加するかということ、あるいは「重大な事故の記録」あるいは「施設会計」のところを追加するかということをお示しして出しておきまして、幾つか御意見もいただいたところでございます。22ページにその御意見を記載させていただいております。

23ページでございますけれども、まず最初の論点の「正規・非正規の別」の関係でございますけれども、従業者の質ということが重要な要素でございます。「正規・非正規の別」というのがその指標の一つとして考えられるのではなかろうかということと、それから事業者が職員を育成につきまして、どういう姿勢で臨んでいるかということが平均勤続年数によって判断できるという面もあるのではないかと、こういった点を今回出させていただきました。なお、※にございますように、「非正規労働者」の定義につきましては、幾つかの調査の中でも定義が異なっていることもございまして、現在、内閣府の統計委員会等におきまして見直し作業中ということになっております。

論点2でございますが、「市町村に報告された重大な事項の記録」の取り扱いでございます。これにつきましては、最初のボチにございますように、公表の趣旨として利用者の

施設・事業の選択のための判断材料とするのか、それから、2つ目にございますように、事故情報を集約・分析することで、「新たな事故の未然防止」を図るためなのかという目的につきまして、考え方の整理ということがひとつ必要だろうと思っております。ちなみに、介護保険制度などで見てみますと、そういった項目は公表事項とはなっておりませんのと、消費者安全法などの制度の中でそういった事業者が特定される情報につきましては、慎重な手続が課されているというところを参考で書かせていただきました。

そこでまず、利用者による選択の判断材料という趣旨で考えていくとすれば、個別施設・事業の情報公表制度の項目にすることになるかと思えます。この場合の留意事項といたしまして、3つほど書かせていただきました。1つは、教育・保育の提供と重大な事故との因果関係が裁判等で争われている場合がございますので、それをどうするのか。それから2つ目として、事故発生が経営問題に直結をするということになりますので、乳児あるいは障害や疾病のある子どもの受け入れを避けるようなことにつながるおそれはないだろうかという懸念、それから3つ目といたしまして、「現在不適切な運営が行われている施設・事業か否か」という観点で考えましたときに、必要な指導が行われた上で、なおそれに従わない、そういうことで、制度上「勧告に従わなかった旨の公表」、あるいは「措置命令を受けた旨の公示」、こういったものが子ども・子育て支援法の中にあるわけがございますけれども、そういったものが重要な意味を持つのではないかとといった観点、こういったものを出させていただきました。

もう一方の観点であります「新たな事故発生の未然防止」という2つ目の観点で考えるとすれば、本制度というよりも別途事故情報の集約・分析・周知のための仕組みが必要になってまいります。これにつきましては、運営基準の議論の中で、市町村への報告義務というふうなことも一つ御提案させていただいているところでございますけれども、それとの関係を含めてさらに検討が必要ではないかと思っております。

論点3といたしまして、「前年度の施設会計」でございますけれども、これは事業主体ごとに公表することにつきまして、やはり部会のほうでの運営基準の中で引き続き検討が必要かと思えますが、情報公表のあり方につきまして、この中であわせて、例えばホームページ上のリンクを張るとか、そういったことなども含めた検討が必要かと思っております。

24ページで「公表の方法」というところでも、幾つか御意見をいただきました。この中で、特に更新が必要な項目につきまして、3年ごととかの一定の目安が必要ではないかという御意見もいただいております。これを踏まえまして、24ページの一番下でございますが、「更新頻度等については、情報の流動性、事業者等の事務負担、他制度の例等を踏まえて、実務的に検討」させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明について討議を進めたいのでありますが、若干時間延長させていただ

きたいと思いますが、そう多くは延ばせないと思いますので、特に「確認制度」のうち1つは「利用定員の設定方法」、もう一つは「情報公表の項目」、これらが市町村のシステム設計上急ぐということでもありますので、その2点特に御意見をお願いしたいと思います。ぜひ簡潔にということでもよろしくをお願いします。

それでは挙手をお願いいたします。

それでは、佐藤会長代理。

○佐藤会長代理 ありがとうございます。

23ページで、「正規・非正規」の情報ということで、前回、私欠席したので、事務局に御説明したことを入れていただいたのですが、私の趣旨は、常勤・非常勤というのが、厚生行政だとフルタイムと短時間なのですね。ですから、常勤の中にも有期の人が入っているという情報です。ですので、やはり「正規・非正規」ということではなく、私がお願いしたかったのは無期契約・有期契約、あと派遣の保育士も結構いるものですから、有期契約・無期契約・派遣の職員がどのぐらいかという区分がわかるということが人材の質には必要で、常勤・非常勤だけでは実はわからない。常勤の中に有期契約も入っているということです。非常勤の中に、短時間でもいわゆる無期契約の正社員もいてもおかしくないのですけれども、そういう意味では、常勤・非常勤というだけでなく、有期・無期、あと派遣の保育士も結構いますので、それをぜひ入れていただければと思います。確かに勤続年数はわかるのですけれども、これは平均ですので、勤続年数がすごく長い人が少数いて、有期の短い人が出しても平均がある程度長くなるということも起きますし、これから労働契約法で、基本的には勤続5年を超える有期契約の人がいなくなる方向もありますので、やはりこの情報はすごく大事ではないかなと思います。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、吉原委員からお願いします。

○吉原委員 東京聖労院の吉原でございます。

情報公表についてなのですが、さらに利用者にとってのクオリティを高めるといのでしょうか、情報指標を用意していただければと思っています。例えば、バリアフリー化の状況ですとか、広い意味での環境、エコへの取り組みなどが考えられるかと思えます。さらに、サービスの質等の向上という意味でも、研修の状況や、職業倫理の策定の有無といった項目も設けていただければと思っています。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

吉田委員、お願いします。

○吉田委員 情報公表の項目のところでも1つ、これは「確認制度」のところでも言ったのですが、疾病についての情報を入れていただければと思います。予防接種を受けるような項目についての疾病情報があると、利用者としては非常に助かるということです。

23ページの論点ですけれども、論点1については、佐藤先生のおっしゃる意見に私は賛成であります。

論点2については、やはり事故隠しをする可能性が出てきてしまいますので、それをどう担保していくか。例えば、隠した場合に何か罪に問われるようなケースは考えられるのかどうかとか、しっかりとそこを確実に出していくようなことをやっていかないと、どうしても隠してしまうという方向に動いてしまいますので、そこをどう担保するかを考えていかなければいけないのではないかなと思います。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、宮下委員、お願いします。

○宮下委員 14ページの論点3、「定員超過の場合の取扱い」ですけれども、やはり質の高い教育・保育を行うためには、利用定員は認可定員の範囲内とすべきであると考えます。また、母親が短時間労働をしている家庭の子どもたちが、相当数幼稚園を利用しておりますので、実態を十分に認識して、利用者の希望や施設選択ということをぜひ尊重して運用してほしいと思います。

また、次の「情報公表の取扱いについて」ですが、23ページの論点3「前年度の施設会計」の情報公開についてですが、各施設に国や市から多額な資金が投入されることとなっておりますので、各法人や施設の監事による監査だけではなく、外部の監査、例えば監査法人等の監査を受けるべきであり、できるならばそれらについて情報公開をすることも必要であると考えます。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、北條委員お願いします。

○北條委員 まず、1ページの(1)の2つ目の○の委託費のところであります。基準検討部会で、次回丁寧に説明をしてほしいと申し上げましたので、そういうことになっておれば今回は結構です。なっていないのでしたら、この委託費については重大な問題だと認識しておりますので、丁寧な御説明を頂戴したいというふうに考えます。

それから、論点1、2、3、4全て、実際に制度が動き始めれば、幼稚園も保育園も認定こども園にとっても、極めて重要な、しかもかなり神経質な問題でありますので、慎重に丁寧な議論を積み重ねていただきたいと思うのですが、その際、先ほど橋本課長から大変ありがたい、現在幼稚園にいる子どもが困ってしまうようなことは起こさないのだというのを言っていただきましたので、その点を十分御配慮いただきたいと考えます。

最後に23ページ、今の宮下委員と同じ意見であります。情報公開の重要な項目として、会計監査に関する監査報告書を公表すべきであるというふうに考えます。これは公認会計士、あるいは監査法人のものであります。実は、前政権のときの会議から、このことを持ち出すと余り前向きでない御認識をいつもいただいておりますので、本当に多額の公費

を使うわけですから、監査報告書は当然情報公開の対象であるというふうに考えます。よろしく願いいたします。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、古渡委員。

○古渡委員 23 ページ、論点2の「市町村に報告された重大な事故の記録」の情報公開なのですけれども、施設サイドのほうから考えますと、今のインターネットの状況とか、情報化の社会から考えますと、例えば、やはりもっと丁寧な論点の中でいかないと、廃園になってしまう施設がかなり出る可能性だってあるのではないかと思っております。そういう意味では、もしかすると、情報公開そのものではなくて、きちんとした新たな事故発生の未然防止という観点から、例えば認可基準とか、運営基準の中で論議していかないと、多分このまま情報がぼんと出てしまうと、非常にいろいろな問題が出る可能性はあると思いますので、慎重な御検討をお願いしたいと考えております。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、佐藤秀樹委員。

○佐藤委員 定員超過の場合の取り扱いについて、利用定員は各施設2号、3号ごとに認可定員を定めるわけですが、柔軟な弾力化が必要です。施設によっては必ずしも定員どおりの申し込みがあるとは限りません。例えば、2号認定は申し込みが少なかったり、3号認定は多かったりということもありますので、その施設の中での弾力的な運用は当然なされるべきだと思いますし、その辺を考慮していただきたいと思います。

○無藤会長 それでは、榊原委員、お願いします。

○榊原委員 1点だけ申し上げます。情報公表の項目に重大事故の記録をどう入れ込むか否かという点です。ここに整理されている話の公表する趣旨として①、②と挙げていただいているのですけれども、私はそれ以上に重要なのは、不適切な事業者の参入を事前に阻む効果というものも視野に入れる必要があると思っております。親が判断材料とするときにいたずらに限定的な情報を出して混乱を招くことは慎重に回避しなければいけないので、どう公表するのかというところは、皆さん御指摘のように、かなり丁寧に議論する必要があると思っております。

一方で、これまでと違って、事前規制から事後規制に保育の世界が変わっていくということを見据えたときに、質の低下を阻む、阻止する担保のポイントとして、このところが大変大切になると思っております。介護保険制度においては、公表項目となっていないとありますけれども、子どもの分野、保育の分野が市場の中で一番失敗が起きやすい分野であるというのは、国際常識です。なので、子どものところについては、その事後規制として、事後チェックの一つの圧力の項目として、こういったことを担保していくことが必要なのではないか。

ただ、確かに情報公開の項目にいたずらにこういうことがあったということを入れるだ



けでは不足でして、こういった事故をきちんと報告させ、それをきちんと収集・分析し、かつ改善策がどうとられたのかということ、自治体の責任できちんと検証・報告し、それを公開していくと、そういった仕組みとセットで、例えば施設側のほうの情報公開としては極めてシンプルに、何年に重大事故の報告の件数が1件あった、2件あったというようなことだけを入れていただくとやり方にするというのもいいのではないかなと個人的には思っています。ここは丁寧な議論、さらに検討を行っていただきたいというふうに思っています。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、竹内代理人。

○竹内代理人 三鷹市長代理の竹内と申します。

今、榊原委員も触れられましたけれども、重大な事故の公表について、自治体の立場から一言申し上げます。

重大な事故をどのように定義するかという入り口の問題がまずはあります。自治体としては、重大な事故が発生した場合、事故の発生原因を究明し、事業者に対してどのような指導をしたのか、そして、事業者がどのような改善策を講じたのかが問われます。したがって、自治体としては、もしも事故について情報を公表とした場合、その発生情報だけではなく原因を究明した上で、原因とともに改善に向けた指導監督の情報、そして改善された実態に重点を置いて公表をしていくべきではないかというふうに考えております。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、秋田委員、お願いします。

○秋田委員 まず1点、利用定員のところですがけれども、先ほどから議論がありますように、当然のことながら、利用定員を基本的に超えないようにするということは、極めて大事なことだというふうに考えて、認可定員と利用定員は一致させるのが基本であるということ、これは当然のことながら記載する。

それから、最低数との関係に関してですが、施設型給付の対象で、保育所、認定こども園は20人以上であるが、幼稚園には、現行のように最低利用定員は設けないということについて、基本的に賛成なのではございますけれども、それは多様な形があるということは承知しているのです。ただ、現在20人未満の幼稚園というのが、6ページに書かれているように、約1,000園ある。そのうち、約85%が国公立の幼稚園であるというような状況を考えたときに、多分過疎のところ、幼児教育の重要な役割を担っている、私は、最低利用定員は設けないということには賛成なのですが、長期的に見たときに、公費を投入することを考えると、できるだけ多様な、子どもたちが皆入りやすい施設として公費を投入することが重要なので、将来的には認定こども園も含め、いろいろなありようを考えていくことは、今回は設定しないにしても、意見としては出させていただきたい。常に利用定員はありませんということだけではなくて、やはり長期的な制度のあり方は考えるべきではな

いかと考えております。

もう一点は、情報公表ですけれども、「正規・非正規」というようなことですが、常勤・非常勤、基本はよいのではないかと。少なくとも、OECD が統合して常勤・非常勤ということを経済標準のデータでは使用しているということをお願いしたいと思います。

また、情報公表につきましては、他の方も言われておられましたけれども、これが戒め的な情報になるのではなく、さらなる事故発生未然防止というような形で、運営基準で議論されるというような形、それから通園している保護者に対する十分な説明というような形で、ここに情報公表の項目とすべきではないと個人的には考えております。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

では、奥山委員、お願いします。

○奥山委員 ありがとうございます。

情報公開のところですが、23 ページの「重大な事故の記録」ですが、ここでは、私も以前お話をさせていただきましたが、そういった事故が起こって、いろいろ指導等をされて、それにきちんと従ったかどうかというような観点で、現在不適切な運営が行われている施設か否かという観点から、「勧告に従わなかった旨の公表」「措置命令を受けた旨の公示」というようなものが項目に入っていることが重要ではないかと考えております。

また、24 ページに、「公表の際はインターネットを活用すべき」ということと、「更新が必要な項目については、たとえば3年ごとなど、一定の目安を提示」というふうに入っておりますけれども、内容的に見ても、今の時代ですので、やはり1年ごとに更新をしないわけにはいかないのではないかと考えております。一応参考として、私どもの発行している「幼稚園・保育園ガイド」の項目等も資料でつけさせていただきましたけれども、かなり膨大な項目になるということを踏まえ、みんな提示して、全体で行政側が出す項目と、さらにホームページにアドレスなどを張りつけて各園に飛ぶような形で、情報をもっと丁寧に見れるような、そういった2段階の見せ方もあるのではないかと考えております。

以上です。

○無藤会長 提出資料を参考にさせていただきます。ありがとうございました。

では、味元代理人お願いいたします。

○味元代理人 2点申し上げたいと思います。

まず、利用定員の設定についてでございますけれども、利用定員の設定は、認可定員の範囲内で設定するというのが基本だと考えます。ただ、年度途中での一時的な超過につきましては、待機児童が生じる場合など、一定やむを得ない場合もあるかと考えます。また、私立幼稚園での認可定員の変更につきましては、実態に合った定員へのスムーズな変更にも柔軟に対応できるような手続の見直しも検討していただきたいと思います。

2点目、情報公表についてでございますが、保育士の経験年数の公表などは、保護者にとって保育の質を判断する目安の一つにもなりますし、「正規・非正規」の表示は、保育士の処遇改善にもつながるものと期待しています。なお、公表の方法につきましては、インターネットを利用していない施設もありますことから、施設への掲示も認め、インターネット等での情報公表は各自治体がまとめて行うなど、方法の検討もお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

事務局からございますか。

○橋本保育課長 先ほどの御質問等の中で、吉田委員から事故隠しをした場合にはどういうことになるのかという点が一つあったかと思えます。部会のほうで御議論いただいております運営基準、これはこの支援法に基づく確認を受けた施設として必ず遵守をしていたかなければならないものでございますので、仮にこの運営基準の中に報告義務というものを盛り込んだとすれば、その報告義務を怠ったという場合には、当然指導の対象になってまいりますし、場合によっては確認の取り消しという形で、支援法による支援給付の対象外になるということが一つ考えられると思えます。

それからもう一点、北條委員から、委託費についての説明を基準検討部会でされるかという御質問をいただきました。基準検討部会のほうで御説明させていただきたいと思えます。

以上です。

○無藤会長 ありがとうございます。

ちょっと時間が過ぎましたので、ここまでにさせていただきます。

今の「確認制度」のうち、「利用定員の設定方法」「情報公表の項目」についての御議論をいただきまして、まだ委員の間での複数の意見の部分もございましたけれども、おおむね事務局案をベースにしながら整理させていただいて、一つの案にまとめていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

それでは最後ということですが、「その他」、次世代育成支援対策推進法等につきましては御説明をお願いいたします。

○定塚総務課長 資料3を簡潔に御説明させていただきます。

次世代育成支援対策推進法という法律の延長について検討を始めますという御報告でございます。この次世代法ですが、平成15年に制定をされておまして、17年度から26年度までの10年間の時限法でございます。26年3月末に期限が切れるということになっております。

2番にありますとおり、最近、子ども・子育て支援法の附則で延長の検討規定があるほかに、日本再興戦略、少子化危機突破のための緊急対策、そのほか政府内外のいろいろな

会議の場で、この次世代法の延長、拡充の検討をすべきという強い声が出ているところでございます。

2ページ以降に資料がありますが、御紹介は省略をさせていただきます。

こうしたことから、政府として、この法律の延長などの検討を行うことといたしております。

具体的な検討の場でございますけれども、3にありますとおり考えております。まず、地域行動計画関連部分、これは自治体が定める地域の子育て支援、保護を要する子どもの養育環境や母子保健、教育、住宅といった幅広い分野に及ぶものでございます。関係省庁において検討をする予定でございます。

なお、※にありますとおり、子ども・子育て関連三法におきまして、自治体に子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられ、この計画案は本会議で御議論いただいたところでございます。一方で、次世代法に基づく行動計画の策定義務は、任意化されたといった経緯もございますので、こうした経緯を前提として検討してまいりたいと考えております。

また2点目、一般事業主行動計画、これは民間企業の職場の両立支援や、ワークライフバランスにかかわる部分でございますので、厚生労働省の労働政策審議会、公労使三者で構成をされる審議会において検討を始めることといたしております。

また、特定事業主、これは国、自治体が雇い主となっている行動計画でございます。これは、②の一般事業主の行動計画の検討の状況を見て、関係省庁において検討したいと考えております。

こうした検討結果については、④にありますとおり、改めて本会議に報告をさせていただくこととしたいと思っておりますので、御承知おきいただきたいと思います。

以上でございます。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは最後に、次回の日程につきまして事務局からお願いいたします。

○長田参事官 次回の日程につきましては、改めて御案内をさせていただきたいと思っております。なお、基準検討部会につきましては、10月18日に予定をしておりますので、よろしくお願いいたします。

○無藤会長 ありがとうございます。

それでは、「第7回子ども・子育て会議」を終了いたします。お疲れ様でした。

～ 以上 ～